

山陽小野田市文化協会共催後援等の承認に関する要綱

(目的)

第1条 山陽小野田市文化協会加入団体及びその他の文化団体等が行う事業に対し、当該事業に共催または後援（以下「共催等」という。）し、文化団体の育成並びに芸術文化活動の振興、推進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化協会に加入する団体会員が行う事業
- (2) その他の文化団体等が行う事業

(共催等の承認基準)

第3条 文化協会が共催等の承認を行う事業は、次に掲げる団体が主催する事業で、芸術文化の振興に寄与し、芸術文化活動を推進する上で有益であると認められるものとする。

- (1) 文化協会に加入し、会費を納入している団体会員
- (2) その他、会長が適当と認める団体

2 前項各号のいずれかに該当する事業であっても、次のいずれかに該当する事業については、対象とならない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治活動または宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (3) その他、常任理事会で適当でないとした事業

(共催等の申請)

第4条 事業の共催等の承認を受けようとするものは、当該事業に関する行事共催・後援許可申請書に必要事項を記入し、次の資料を添えて、申請しなければならない。ただし、文化協会に加入する団体会員が、その団体の活動目的のために市の公共施設を使用する際の共催承認を受ける時は、添付しなくても良いものとする。

- (1) 行事開催要項
- (2) 事業収支予算書
- (3) 申請団体の規約または会則、会員（役員）名簿、事業計画書等の団体の内容がわかるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、文化協会が必要と認める資料

2 前項に規定する申請をしようとするもので、当該申請に係る行事において文化協会長の名称を使用した表彰状、賞品等（以下「文化協会長賞」という。）を交付しようとするときは、行事共催・後援許可申請書の「文化協会長賞の有無」欄に記入し、賞の内容、審査方法、表彰日時等がわかる資料を添えて、提出しなければならない。

3 文化協会長賞を交付することに伴う表彰状、賞品その他必要なものは、行事の主催者が用意するものとする。

（承認の通知）

第5条 文化協会は、前条第1項の規定による申請について、第3条の承認基準に基づき審査を行った結果、当該申請に係る行事の共催等を承認する場合は、共催・後援等承認書により、申請者に通知するものとする。

2 文化協会に加入する団体会員が市の公共施設等を使用する際の共催承認書の交付は、1団体1施設利用につき1月2回までとする。

（申請内容の変更）

第6条 前条第1項の規定により共催等の承認を受けたものは、当該承認に係る行事等の内容を変更又は中止しようとするときは、その内容を書面により届けなければならない。ただし、会長が特に認めたときは、この限りでない。

（承認の取り消し）

第7条 文化協会は、共催等を承認した行事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 申請書又は添付資料に虚偽又は不正があったとき
- (3) 対象基準に照らして、承認することができないことが判明したとき

（事業の報告）

第8条 事業の共催等の承認を受けたものは、申請事業の終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を、会長に提出しなければならない。ただし、文化協会に加入する団体会員が、その団体の活動目的のために市の公共施設を使用する際に共催承認を受けた事業についてまたは、会長が特に認めたときは、この限りでない。

附 則

（施行日）

1. この要綱は、平成23年4月21日から施行する。